

奉仕しよう みんなの人生を豊かにするために

SERVE TO CHANGE LIVES

—— 令和4年5月18日 第2,574回 No.2,290号 ——

会長：永井 真介 ・ 幹事：仁科 圭右 ・ 会員サービス委員長：原田 政和

E-mail：neast-rc@valley.ne.jp

URL：http://www.valley.ne.jp/~neast-rc/

《ゲスト紹介》

- 茅野市 地域創生政策監
熊谷 晃様

《ロータリーソング》

- 奉仕の理想

《会長報告》

- こんにちは。

私は、5月の連休が終わって休みぼけでどうも調子があまりよくなかったのですが、そろそろ元に戻ってきたような気がします。皆さんはいかがでしょう。

山口県のある町が463の住民税非課税世帯にコロナ禍の臨時特別給付金をそれぞれ支払うつもりであったのに、誤って1世帯に4630万円を振り込んでしまうという事件がありました。

当然のことながら町は誤送金された人に4630万円の返還を求めているのですが、本人は、返還に応じるつもりはないのか、既に使ってしまったら返還に応じようがないのか、どちらかよく分かりませんが、返還はされていません。そのため町は返還請求の訴訟を起こすと報じられています。

民事裁判は負ける要素がないので、少なくとも誤送金した金額については民事裁判では勝訴になるでしょうが、回収できるかどうかが大問題になります。

では誤送金を受けた本人は、刑事事件に問えるのでしょうか。

まず銀行と誤送金を受けた本人の関係ですけれども、預金している預金者と銀行の関係ですので、誤送金であっても誤送金を受けた本人と銀行の間には、誤送金を受けた金額についても預金契約が成立し、誤送金を受けた本人は、民事上正当に銀行に対して預金債権を持つと最高裁判所は言っています。

そうすると誤送金を受けた本人が銀行に対して誤送金を受けた金額の払戻請求をしても正当な権利の行使として刑事事件には問えないのではないかという疑問が生じます。

しかしこれについては、最高裁判所は次のように言っています。

まず誤送金があった場合には、誤送金をしてしまった人は、銀行に連絡し、銀行は、誤送金を受けた人の了解をもらって組み戻しをして、誤送金してしまった人に金額を返還するという是正措置がなされる、あるいは誤送金を受けた人から誤送金ではないかという問い合わせがあれば、銀行が誤送金をした人に連絡をとって是正措置をとるのが実務上行われているとします。その上で、誤送金を受け、それを知った人は、銀行が誤送金前の状態に組戻す措置を行えるようにするため、誤った振込があったことを銀行に伝えるべき信義則上の義務があるとしています。

そしてその義務、告知義務と言われますが、を尽くすことなく、誤送金であること

を言わずに預金の払い戻しを請求するのは、詐欺罪の欺罔行為にあたるとしています。

ただ刑法246条の詐欺罪は、人に対する欺罔行為、つまり人を騙して錯誤に陥らせて財物の交付や財産上の利益を受けるという行為を予定していますので、銀行の窓口で払い戻しなどが行われることが必要です。銀行の窓口で払い戻しを請求すれば、銀行の窓口担当者に誤送金であることを告げないで預金の払い戻しを請求したことが、銀行の窓口担当者に対する欺罔行為となるからです。この場合の詐欺の被害者は銀行ということになります。誤送金した町が被害者になるという一般の感覚とは少しずれていますね。

窓口で払い戻しを受けた場合に詐欺罪になるとすると、銀行のATMで誤送金を受けた人が払戻を受けた場合はどうなるかということになります。この場合は、人間に対する欺罔行為がないので、窃盗罪が成立する可能性があると言われています。しかしながら曲がりなりにも誤送金を受けた人は銀行に対する誤送金を受けた部分についても預金債権を有するとされているのですから、それを行使したことが窃盗罪の実行だといえるのかという疑問は生じないではありません。

またインターネットバンキングを利用して誤送金されたお金を振り込んだりした場合には、刑法246条の2に規定されている電子計算機使用詐欺罪に当たる可能性があると言われています。これは昭和62年に追加された条文です。この場合にもこの条文の要件にあたるのかということが問題になります。

そのほか横領罪、遺失物横領罪にあたるという意見もあります。

私も1度会社の担当者から誤送金をしてしまった、どうしたらいいか、という電話を受けたことがあります。そのときは銀行にすぐに連絡してもらって組み戻しができて事なきを得ました。人間ですからミスはしますので、どのようなチェックをするのか大切だと自戒しています。

本日はこれで終わりにします。ありがとうございました。

《幹事報告》

- 次週25日の例会は年間計画通り休会となりますので、お間違いのないようよろしくお願いいたします。

《出席報告》

本日	出席	欠席	出席率
会員数56名	32名	24名	57.14%
前々回 4月20日		訂正出席率	80.39%

《ニコニコボックス》

誕生日祝い：夏目 潔君、田中 清一君
夫人誕生祝い：佐藤 忠幸君、倉石 智典君
武元 忠雄君

- 熊谷様、本日の卓話ありがとうございました。楽しみにしております。

永井 真介君

- 諏訪大社の御柱祭も無事、終了致しました。秋には、同族の神社御柱を建てます。次回までまた「ひと御柱」の心で臨みます。善光寺御開帳も無事を祈っております。

岩本 弘君

- 今日は初夏の趣きとなりました。そんな折、熊谷先生の卓話楽しみにしております。

横田 一尊君

- 本日の卓話講師 熊谷 晃様。本日の卓話、宜しく申し上げます。楽しみにしております。

宮原 博之君

- 今週21日から29日まで、北海道北見市において「第39回全農日本カーリング選手権大会」が開催されます。中部電力女子カーリング部は、予選1日目から宿敵ロコ・ソラーレと対戦します。日本一に向けみなさまの熱い声援をよろしくお願いいたします。

宮澤 征爾君

《本日のプログラム》

- ゲスト卓話
茅野市地域創生政策監 熊谷 晃様
「長野県初の国家戦略特区
デジタル田園健康特区（茅野市）の指
定と今後の展開」



《6月1日のプログラム》

- クラブフォーラム

《6月1日のメニュー》

- お弁当スタイル
 - ・グリーンサラダ
 - ・チキンの照り焼き
 - ・すずきとシマアジのお刺身
 - ・青菜のおひたし
 - ・キウイフルーツ
 - ・御飯 味噌汁 漬物

=次週例会予告=

《6月8日のプログラム》

- 会員卓話
武元 忠雄君

《6月8日のメニュー》

- 洋ランチ
 - ・生ハムのシーザーサラダ
 - ・ピシソワーズ
 - ・サーモンのカツレット大葉風味
タルタルソース添え
 - ・メロンのカクテル
 - ・パン